カプリーヴィの辞任についての覚書

吉田輝夫

- 1 はじめに ——問題の提起——
- 2 時期区分
- 3 カプリーヴィとボート
 - (a) カプリーヴィは何故プロイセン法での処理を主張するのか
 - (b) ボートは何故ライヒ法での処理を主張するのか
 - (c) フィーリの策動
- 4 皇帝のケーニヒスペルク演説の意義
- 5 皇帝の期待と現実との乖離
- 6 フィーリの後退
- 7 カプリーヴィ路線の再確認
- 8 解任劇
- 9 若干の結論

1 はじめに ──問題の提起──

ドイツ皇帝ヴィルヘルムⅡ世 (WilhelmⅡ, 1859-1941, 在位1888-1918) は,どのように またどの程度ドイツ帝国の対内・対外政策の決定に関与したのかという問題は、1948年民主 党系の亡命歴史家アイクの『ヴィルヘルムⅡ世の個人支配』D が刊行されたとき、論じられ たことがある。アイクがヴィルヘルムⅡ世の恣意的な専制的な政策当局への干渉ないし介入 を強調したのにたいして、法制史家のフーバー2 やハルトゥング3 は皇帝は演説や言説では しばしば激越な表現で物識をかもしたが、憲法を逸脱したことはなく、政策の立案と執行と は宰相を中心とする行政機関に委ねられていたとして、皇帝の恣意的な「個人支配」を否定 した。最近この問題は再び論じられているようである。1983年、サセックスの歴史家ロェー ルは,ビーレフェルト学派の指導的歴史家ヴェーラーの所説を批判して,次の よ うに 述べ たり。 ヴェーラーによると、プロイセン・ドイツの権力ピラミッドは、ビスマルク失脚以後、 その指導者を欠いたのであって、ヴィルヘルムⅡ世は「影の皇帝」にすぎなかったという。 しかし実際には、多くの問題では皇帝の決定権力が中心的役割を果したというべきである。 ヴィルヘルム期の統治過程で決定的に重要なのは、ヴィルヘルムⅡ世の人格、彼の信頼する 親しい友人仲間の性格である。経済的・社会的構造、宰相とプロイセン首相を頂点とする行 政官僚機構の上に、宮廷社会の構造が覆いかぶさっていた。宮廷社会では皇帝なしい国王の 権力は絶対的であって恩寵の付与あるいは収奪による恣意的な支配が貫徹された(Königsmechanismus)。この旧い宮廷世界と近代の「国家万能主義 Prinzip der Staatsomnipotenz」との複雑な関係を理解することなくしては、ヴィルヘルム期の政治と歴史は把握で

きないであろう、と。確かにこの批判は鋭く、ビーレフェルト学派の弱点を衝いていたし、私も学ぶところ多かったが、私としては疑問がないわけではない。ここではそれを抽象的理論としてでなく、事例研究のなかで提起してみたいと思う。ロェールのいうように、「理論やモデルが妥当するのは、経験的に確認できる現実を説明ないし解明できる範囲内に限られるという原則に、歴史家は従わなくてはならない」からである。

事例研究の対象として、1894年10月のドイツ帝国宰相カプリーヴィ(Leo [1891年に Graf] von Caprivi、1831-1899)の解任にいたる政治過程を取り上げる。この経緯については、既にツェヒリーンの先駆的研究があるが。これはカプリーヴィ失脚をいわゆる皇帝のクーデタ計画との関連で分析した優れた研究で、今日も参照さるべき価値をもつ。前掲のアイクのヴィルヘルムⅡ世時代史、ニコルズのカプリーヴィ時代史がも、カプリーヴィ失脚については、主としてツェヒリーンの研究に依拠しているかにみえる。ロェールにも1890年代のドイツ政治史の叙述があるか。その史観にふさわしく、ここでの主要な関心は皇帝を中心とする人事の葛藤に注がれていた。カプリーヴィ時代は通商条約網の整備によってドイツ資本主義に新たな発展の基礎が据えられた時期としても知られるが、この問題を丹念に追求したのはヴァイトヴィッツであったが。その他、カプリーヴィ失脚に直接、間接に関係する内・外の研究文献、史料は枚挙にいとまなく、基本的文献で未だ披見できないものも少くない。南原実氏はじめ多くの方々の御厚意でかなり参看できたけれども、十分に消化したとは到底いい難い。この意味でも小稿は中間報告の域を脱するものではない。

小稿が主に依拠した次の史料集ないし文献掲載史料は、括弧内のように省略し、本文中に 割注として記した。略称、史料番号、発信人と受信人、発信地、日付(ただし、1894年は省 略)など、必要に応じて記した。p. はページの略号、引用文中のゴチックは原文の強調部 分である。

- 1 Walther Peter Fuchs (Hrsg.), Großherzog Friedrich I. von Baden und die Reichspolitik 1871-1907, Bd. 3., 1890-1897, 1980 (Fuchs, Nr. 1341. Brauer— Großherzog. Berlin, 12. Sept.)
- 2 Johannes Haller, Aus dem Leben des Fürsten Philipp zu Eulenburg-Hertefeld, 2. Aufl., 1926, (Haller, p. 162)
- 3 N. Rich/M. H. Fisher (Hrsg.), Die geheimen Papiere Friedrich von Holsteins, Bd. 3., Briefwechsel, 1961, (Holstein, Nr. 421. Philipp—Holstein. Rominten, 26. Sept.)
- 4 John C.G. Röhl (Hrsg.), Philipp Eulenburgs Politische Korrespondenz, Bd. 2., Im Brennpunkt der Regierungskrise 1892-1895, 1979, (Röhl, Nr. 989. Philipp-Wilhelm II. München, 30. Aug.)
- 5 Egmont Zechlin, Staatsstreichpläne Bismarcks und Wihelms II. 1890-1894, 1929, (Zechlin, Anlagen 13. Caprivi über seine Entlassung, (A) Lerchenfeld—Crailsheim. Berlin, 29. Okt.)

化放射 经保险证券 医多种性病 医多种性皮肤

2 時期区分

カプリーヴィは、1894年10月23日、皇帝ヴィルヘルムII世に辞表を 提出 した (Zechlin, Anlagen 11. Abschiedsgesuch Caprivis. Berlin, 23. Okt.)。ここでは辞任の理由として、いわゆる転覆活動取締り法案 (Umsturzgesetz) をめぐるプロイセン首相ボート・オイレンブルク (Botho Graf zu Eulenburg, 1831-1912, 以下ボートと略称) との原則的対立が挙げられていた。小稿もこの問題が発生した94年6月から考察をはじめることにし、次のように時期区分しておこう。

- (1) 1894年6月24日のフランス大統領カルノ暗殺事件から、9月6日の皇帝のケーニヒスペルク演説まで。カルノ暗殺事件を契機に無政府主義者と社会主義者にたいして如何なる態度をとるべきかが広く論じられ、政府部内は、宰相カプリーヴィの穏健路線とプロイセン首相ボートの強硬路線とに分裂し、さしあたり皇帝はカプリーヴィ路線を支持した。
- (2) 9月6日から、10月19日のプロイセン閣議まで。皇帝がケーニヒスペルク演説で強硬路線に転じると、連邦諸国は不安を抱き励揺しはじめる。とくにピスマルクが皇帝の強硬路線を支持すると、これに怯えたフィーリブ・オイレンブルクのグループは、カブリーヴィとボートとの妥協に努める。結果はカプリーヴィ路線の再確認であった。
- (3) 10月19日から、10月26日の宰相カプリーヴィとプロイセン首相ボートの解任まで。強硬派のまきかえし、穏健派の策動のなかで、政策上の争いは宮廷劇に堕し、結局、カプリーヴィとボートの何れも辞任し、皇帝の強硬路線も頓挫をきたした。
- (4) 10月26日以後。新宰相ホーエンローエの下で、本来の争点である転覆活動取締り法案は 級和され、秩序維持法案として94年12月6日、帝国議会に上程される。

3 カプリーヴィとボート

1894年6月16日、イタリア首相クリスピ (Francesco Crispi 1818-1901) 暗殺未遂事件、同月24日、フランス大統領カルノ (Sadi Carnot、1837-1394) 刺殺事件と相次ぐ無政府主義者によるテロ事件が起ると、ヨーロッパ諸国は大きな衝撃をうけた。フランス、イタリアでは無政府主義者にたいする取締りが強化された。ドイツでは、90年9月末期限満了の社会主義者鎮圧法 (Sozialistengesetz) の問題が再び論じられ始めた9。 皇帝はカルノ暗殺事件に極度に興奮し、転覆運動に断固として対処するよう力説した。7月一8月、皇帝は恒例の北海旅行に赴くが、このとき同行の、駐ヴィーン大使フィーリブ・オイレンブルク (Philipp Graf [1900年に Fürst] zu Eulenburg-Hertefeld、1847-1921、ボートの従兄弟、以下フィーリと略称)、外務省のキーダレン (Alfred Kiderlen-Wächter、1852-1912) とこの問題を検討し10、7月16日、宰相カプリーヴィに次のように命令した (Zechlin、Anlagen 6. Diktat Kaiser Wihelms II. Drontheim、16. Juli; Anlagen 7. Kiderlen—Caprivi. Drontheim、16. Juli)「社会民主主義者と無政府主義者の宣伝活動、無政府主義的な、一般に違法な教説の公然たる表明、社会主義的指導者の用いるボイコットなどのテロ手段、さらに新聞の社会主義的傾向への支持にたいして、政府の武器となり得る」法案を作成するこ

と、これが「一般刑法の強化によるか、例外法によるか」は政府の判断に委ねるとした。そして「肝を潰した中産階級は自由主義者にいたるまで強力な措置を求め、例外的措置を頭から拒否していない。」「このブルジョワジーの不安な気分を利用し、維持し、高めるべきである。このため新聞を巧妙に利用すべきである」と。

ここには、無政府主義者のテロを好機とし、テロの脅威を煽ることで、一方では無政府主 義者だけでなく社会民主党をも弾圧しつつ、他方では広く支配勢力の結集をはかろうとする 政策の新たな始動が認められる。

行論の必要上ここで皇帝のこの新たな政策の意図をやや巨視的な歴史的展望のなかに位置 づけておく。ビスマルクのボナバルティズム的支配の権力的基礎は,1879年の保護関税政策 による「ライ麦と鉄」即ちユンカー(地主貴族、農業主)と産業資本家との同盟に求められ る。元来、この保護関税の目的はドイツの農業および工業に国内市場を保障し、その発展を はかることにあった。だが保護関税の下で農業経営の合理的改善は等閑に付されたから農業 の慢性的危機は克服されず、かえって深刻化した。ユンカーあるいは保守党は関税の引上げ を要求する。一方、工業は発展するけれども、国内市場が狭隘であるため、過剰生産と価格 崩落の危機にさらされ、これをカルテル形成(独占化)によって回避しつつ、保護関税引上 げに反対する。食料価格騰貴は労賃上昇を招くからである。こうして保護関税による農業と 工業との同盟は農業関税引上げをめぐって分裂の危機に直面するが、ビスマルクは戦争危機 を煽りナショナリズムを鼓吹しつつ危機をそらした。90年末,欧米の資本主義国は経済不況 に陥り、アメリカ、フランス、ロシアは高保護関税政策に移行した。ドイツでもカプリーヴ ィ時代は不況の時代であった。折しもドイツは各国との通商条約の期限満了にともなう更新 に直面した(92年は15の条約更新を迎え「彗星の年」と呼ばれた)。 カプリーヴィ は 交渉に あたって農業関税を引下げることによって相手国に工業製品の関税を引下げさせようとした。 つまり、国内の農産物価格を引下げるとともに、工業製品の輸出市場を(とくに中欧、バル カンに)拡大しようというのである。彼は生活向上と社会政策によって労働者の社会的統合 を実現すれば、社会民主党は衰退するだけでなく、国防力も充実される筈であるというが、 ここには明らかに階級再編による国家的統合強化の意図が窺える。現実には複雑であるが、 単純化して言えば,カプリーヴィ通商政策に,産業資本家は原則的に赞成し,ユンカーは反 対した。社会民主党は労働者に有利になる限りで支持した。換言すれば、カプリーヴィは、 保守党の反対にたいして自由主義諸党,中央党,社会民主党の支持を得て,通商条約網を実 現したのである。ユンカーのカプリーヴィにたいする不満は、一つにはビスマルクにたいす る期待の増大、二つには93年2月の「農業主連盟 Bund der Landwirt」の結成に端的に 示される。農業主連盟は広く中,小農民層を結集し,94年には忽ち会員20万人を擁する一大 圧力団体になった。こうして通商条約をめぐってユンカーは政府批判を強めるとともに産業 資本家との亀裂を深めた。ここにビスマルク以来の権力構造の危機を認めた皇帝は,反社会 主義的スローガンで「ライ麦と鉄」の同盟を再建しようとしたのである。この点では皇帝は 親しい資本家シュトゥムの進言によるところ大きかった(Zechlin, Anlagen 5. Caprivi -Frhr. v. Stumm-Halberg. Berlin, 8. Juli). 海海 医统一克姆维亚氏

さて、さきの皇帝の命令に接すると、外務省の陰の実力者ホルシュタイン(Friedrich von Holstein、1837-1910)は、直ちにヴェルテンベルク王国の参議院全権代表ファルンピュラ

ー, ケルン新聞 (Kölnische Zeitung) のフィッシャーに相談した。この2人はホルシュタ インの意をうけフィーリに「社会主義者にたいする措置の問題」をプロイセン首相ボートに 委ね、プロイセン法で処理するよう提言した(Röhl、Nr. 983. Holstein-Eulenburg. Berlin, 16. Juli; Nr. 984. Varnbüler-Eulenburg. Berlin, 16. Juli; Nr. 985. Fischer-Eulenburg. Berlin, 16 Juli)。7月24日,フィーリは皇帝,キーダレンと相談の 上、ボートに次の電報を打った。「転覆政党にたいする法の保護を求める声が高まっている。 帝国議会で法案が成立する見込みは少ない。これに反してプロイセンでは立法によって暫 定的に,ザクセン同様の措置 [集会の自由の制限---引用者] が達成できよう。プロイセン 内閣でそのような提案をされたい。」(Röhl, Nr. 987. 注1) これにたいしてボートは、「帝 国議会での立法による包括的措置」を望み、プロイセン法によるかライヒ法によるかについ ては,改めて 9 月初に皇帝の裁断を仰ぐ所存である,と回答した (Röhl, Nr. 986. Botho― Philipp. Berlin, 24 Juli; Nr. 987. Botho-Philipp. 26. Juli)。 皇帝をライヒ法の方 向に動かそうというのである。こうして政府部内には深刻な意見の分裂、政策路線の対立が 生じはじめた。だが、8月になると、政府要人は夏季休暇をとり、裴面上は政治休戦となっ た。ボートはサン・モーリツに出かけ,カプリーヴィは,8月27日―9月24日,カールスバ ートで静養した。

ここで若干の問題点を指摘しておきたい。第一は皇帝と宰相との関係である。憲法上は宰 相は皇帝の助言者であるけれども、ヴィルヘルム『世の信任を背景にビスマルクは実際上独 裁的権力を行使した。だが,ヴィルヘルムⅡ世の下で宰相は単なる行政官僚に転落しはじめ た。これまでの事例は省略するが、転覆運動にたいする措置という重要な問題についても、 皇帝は宰相にもプロイセン首相にも十分に諮ることなく, しかも国政指導に全く権限も責任 もない友人と相談し政策方針を決定し、その立案と執行を宰相ないしプロイセン首相に命じ たのである。カプリーヴィは辞表で「陛下は最近重大な問題で、予め私の意見を復すること なく、基本的な決定を下された。これは帝国第一の官吏としての私の責任ある地位を蔑ろに するものであります」と遺憾の意を表した(Zechlin, Anlagen II. Abschiedsgesuch Caprivis. Berlin, 23. Okt.)。また、バイエルンの駐ベルリン公使レルヘンフェルトに辞 任理由を説明したとき、「陛下は政治責任を自ら負い、私ども助言者を単なる執行機関と見て いる。これは私の帝国憲法の理解と異なり、私の責任感にそぐわない。」(Zechlin, Anlagen 13. Caprivi über seine Entlassung. (A) Lerchenfeld-Crailsheim. Berlin, 29. Okt.) といっていた。一方ヴィルヘルムⅡ世は、91年9月8日ミュンヘン市を訪問のさい資客簿に 「最高ノ法ハ王ノ意思ナリ」と記して物議をかもしたことに端的に窺えるように、王権神授 説を信奉し、時代錯誤的な絶対主義的支配観を抱き、このため自ら統治権力を行使しようと した。だが現実には、統治権力から発設権のみを剝離させ、これを恣意的に行使したといって よい。本来、発識権と執行権とは不即不離の関係にあるが、執行権のみを委ねられた宰相は、 これまで以上に苦慮せざるを得ない。何故なら、ドイツ帝国の複雑な統治構造にあって、宰 相(プロイセン首相兼任)は、皇帝(プロイセン国王)と帝国議会、連邦諸国政府、プロイ セン議会との関係を調整しなくてはならなかったからである。しかも帝国議会は、社会民主 党の伸張にみられるように、政府当局にたいする批判的姿勢を一段と強化していた。カプリ ーヴィのように、帝国議会との紛争を回避しようとすれば、皇帝との衝突に至るのは必然的

であった。もっとも、プロイセン議会のように三級選挙法によって保守勢力の蟠踞するところ、あるいは皇帝の人事権の及ぶ範囲については、皇帝の発説がそのまま執行されたといえる。ロェールは皇帝の決定権力を強調するけれども、これを掣肘したのは帝国議会であった。このため皇帝は帝国議会の選挙法改革による弱化、社会民主党の一掃を計画するのである。第二に、ビスマルクは宰相兼プロイセン首相であったが、カプリーヴィ宰相の下、92年3月ボートがプロイセン首相となって以来、ライヒとプロイセンとの複雑で微妙な関係は動揺

月ポートがプロイセン首相となって以来、ライヒとプロイセンとの複雑で微妙な関係は動揺しはじめた。ビスマルクは「プロイセン内閣の権威に基づかない宰相とは、独力で空中に浮ぶ綱渡り節のようなものだ」といったという(Zechlin, p. 98)。こうして不安定な関係にある宰相とプロイセン首相との意見が分裂し基本的に対立したため、ベルリンでの政府機能は痲痺せざるを得なかった。

第三に、まだこの段階では保守的支配層は「無政府主義者と社会主義者」とを明確に区別していない。だが、民衆運動あるいは労働者運動をどう把握するかによって、力点の置き方も変るし、とるべき措置も異なってくる。このため無政府主義者、社会主義者(=社会民主党)、さらに転覆運動という表現にはことさら留意し、煩をいとわず引用に努めた。

(a) カプリーヴィは何故プロイセン法での処理を主張するのか¹¹⁾。彼は宰相としての4年半 の統治経験にもとずき、原則として、無政府主義者や社会主義者にたいする法的規制の有効 性を疑い、むしろ社会立法の充実、現行法の適切な運用で十分に対処し得るとした。どうし ても無政府主義者と社会主義者にたいする立法措置を必要とするのであればプロイセン議会 で結社法や集会法を強化したらよい。保守勢力の牙城であるから容易に実現できよう。彼ら を規制するために必要な刑法、ダイナマイト法、結社法、出版法などの強化を帝国議会に提 案すれば、あらゆる政党は反対するであろう。新たな厳しい社会主義者鎮圧法を要求する意 見があるけれども、かつて社会主義者鎮圧法が社会民主党の拡大強化を阻止できなかった事 実を想起すれば、その有効性は疑わしく、赞成できない。ビスマルクは90年に、社会主義者 鎮圧法に追放条項を付し強化しようとして失敗したではないか。新しい社会主義者鎮圧法が 拒否され、帝国議会を解散しても、政府に有利な議会の構成が実現されるとは限らない。帝 国議会選挙法の強力的改革(クーデタ)という考えもあるが、これは非現実的であって、自 らよく為し得るところではなく、その強行が日程に上れば、宰相を辞任する以外にない。カ プリーヴィの意見はほぼ以上のようなものであった。さしあたりこれをカプリーヴィ路線な いし穏健路線と呼ぶことにしよう。この路線の特徴について若干補足的に述べておくと、そ の前提には、合法化された社会民主党の議会内外での活動にたいする一定の評価があった。 カプリーヴィ路線を支持したホルシュタインは次のようにいう。「現在の慎重で抑制的な態 度が必要なのは、社会主義の側がドイツで抑圧の口実となる具体的原因をつくらないためで あるし、またその限りにおいてである。無政府主義者が始末に負えなくなると、当然、帝国 議会でも彼らを抑圧する傾向が強まろう。今日まで、皇帝の労働者立法のおかげで、社会主 義者などはドイツでは他国ほど無礼に振舞うことはない。どうして、われわれに、つまり阜 帝に有利なこの相違を一貫して無視し,他国と始めから同じようにしなくて は な ら ないの か。」(Röhl, Nr. 1005. Holstein-Eulenburg. Berlin, 28. Sept.) いまーつ, フィー リの観察をあげておく。94年11月1日、彼は嘱望する駐ローマ大使ビューロー (Bernhard [1899年に Graf, 1905年に Fürst] von Bülow, 1849-1929) 宛書簡で、宰相危機を回想し、

カプリーヴィを支持したホルシュタイン、宰相府長官ゲーリング、外相マルシャル(Adolf Hermann Frhr. Marschall von Bieberstein, 1842-1912)らについて、次のように述べていた。「彼らは、基本的には保守的ないし穏健保守的な官僚であるが、極左派に接近し、民主化された中央党をあてにし、平然として『社会民主党の票も計算に入れられる』といっている」と。フィーリにとっては社会民主党は極左派であり、彼らは「危険な『左翼偏向』」の徒であった。ビューローも同様にみていた(Röhl、Nr. 1027. Bülow—Eulenburg. Rom、Palazzo Caffarelli、15. Okt.)。ともかくカプリーヴィ派は社会民主党の分裂、穏健派ないし改良主義派(いわゆる修正主義派)の国家内的存在への転化、これによる国家的統合の実現を期待するとともに、極端分子、無政府主義者などのテロ行為には刑法上の問題として対処しようとしたのである。

(b) ボートは何故ライヒ法での処理を主張するのか12)。彼によれば、無政府主義者や社会主 義者の危険は重大で,帝国議会による以外にこれにたいする措置をとり得ない。プロイセン での結社法強化などは「中途半端な不十分な措置」に外ならない。きびしい社会主義者鎮圧 法が絶対に必要である。帝国議会が拒否したら、解散をくりかえし、選挙法改革を断行すべ きである(クーデタ)。この問題では伸るか反るかしかない。こういうのである。こ れ をク ーデタ路線ないし強硬路線と呼ぶことにしよう。ボートは、1878年に社会主義者鎮圧法が制 定されたとき, ビスマルクの下でプロイセン内相として法案作成にあたったが, このときも例 外法か刑法強化かは激しく論議された。このときの状況と比較考察し,このときの経験がボ ートの議論に如何に反映しているのか、再版社会主義者鎮圧法の主張はビスマルク体制への 回帰を意味したのか、などの問題については今後の課題としたい。ここでは次の点に触れる に止める。ボートを支持したのは、プロイセン蔵相ミーケル (Johannes [1897年に von] Miquel, 1828-1901) であった。彼は、9月14日、プラウアー(後出) に次のようにいって いた。カプリーヴィ政府混乱の原因は人事問題というよりも組織問題にある。宰相職とプロ イセン首相職は再統合さるべきである。無政府主義者よりも危険なのは社会民主党である。 このためクーデタ路線を支持するが、カプリーヴィの下では貫徹できないから、宰相は更迭 さるべきであるとして、宰相兼プロイセン首相にボートを推薦していた(ブラウアーは、副 宰相兼プロイセン副首相にはミーケル自身が出馬するか に み え たという)。(Fuchs,Nr. 1343. Brauer—Grossherzog. Berlin, 14. Sept.)

(c) フィーリの策励

フィーリは皇帝の命をうけボートと会談し、さらに政府部内の動向を探り、8月30日、皇帝に次のように報告した(Röhl、Nr. 984. Eulenburg—Wilhelm II. München、30. Aug.)。カプリーヴィとミーケルとの対立は激化している。マルシャルは宰相を支持している。ボートはきびしい社会主義者鎮圧法を望み、帝国議会が拒否したら、解散を重ね、選挙法改革を断行すべきであるという。カプリーヴィは議会の解散を全く考えないから、両者に妥協の余地はない。皇帝がボート路線をとるならば、宰相を更迭すべきである。カプリーヴィ路線をとれば、ボートは辞任し、宰相職とプロイセン首相職との変則的な分離は解消されよう。ミーケルも辞任しようが、これは農業主の反撥を招くであろう、と。ここではどの路線を選択するかは当然のことながら皇帝の決断に委ねられたけれども、フィーリがかねて念願とするボート宰相(そしてビューロー外相)の実現130——それはまたクーデタ路線への転

轍でもあるが――に向って動きはじめたことは紛れもなかった。

9月5日、フィーリはバーデン大公フリードリヒI世(Großherzog Friedrich I. von Baden、1826-1907)に助言を求めた(Röhl、Nr. 990. Eulenburg—Großherzog. Wien、5. Sept.)。バーデン大公とは皇帝の叔父にあたり(大公妃はヴィルヘルムⅡ世の父フリードリヒⅢ世の妹)、90年3月のビスマルク危機では、フィーリに協力して皇帝に助言と支援とを与え、危機克服に一役かった有力な君侯であった。この書簡では、カプリーヴィ路線の本来の動機を帝国議会との紛争回避に認める一方、ボート路線は世論状況がらして実現できるとしていた。ミーケル辞任が農業主の離反を招くことにも解れつつ社会主義者鎮圧法の問題にたいして如何なる立場をとるべきか、政府危機(宰相、プロイセン首相、プロイセン蔵相の更迭問題)にどう対応すべきか、について助言を求め、9月23日皇帝と再会するとき、これらの問題が論じられようとしていたのである。明らかにフィーリは、カプリーヴィからボートへの宰相更迭について、バーデン大公の意向を打診し、出来れば支持を得ようとしたと推測してもよいであろう。

4 皇帝のケーニヒスベルク演説の意義

9月6日、皇帝はケーニヒスベルク(現カリーニングラード)での陸軍演習後の祝宴で、 東プロイセン州の有力な保守的地主貴族を前に、次のように演説した¹⁴⁾。

「……さきの祝宴から4年になる。そのとき私はこう力説した。東プロイセン州は主に農 業を営むから、何よりもまず、有能な農民階級の維持に努めなくてはならぬ、彼らこそわが 君主国の柱石である。私は東プロイゼンの繁栄と経済的向上に懸命に配慮するように努める と。爾来4年間、農業主は不安にうちひしがれ、挙句の果は、私の約束は守られるのだろう かと疑念を抱いているかに思われる。それどころか、深く憂慮にたえないのは、私の親しい 貴族たちから私の善意が誤解され、叩かれ、さらには反対という言葉すら聞かれることであ る。諸君! プロイセン貴族が国王に反対するとは言語道断である、彼らは国王を載くとき にのみ、貴族たり得るのであって、これはわが王家の歴史の教えるところである。……諸君! 諸君の苦しみは、私もよく知っている。私は国家最大の土地所有者であり、われわれが苦難 の時代を生きていることは十分承知している。日夜、私は諸君の援助に心を砕いている。諸 君も私を支援すべきである。騒いだり、諸君が正当にも却ける野党常套の手段を使うのでた く、君主と信頼にみちた話し合いをすべきである。わが門戸は何時でもあらゆる臣民に開か れているし、喜んで耳をかそう。今後そうしてもらいたい。これまでのことは全て水に流そ う!……諸君! われわれを襲う苦しみを、われわれの歩むべき時代を、われわれを教え育 てたキリスト教の立場に立って、神の課された試練と見よう! じっと耐えよう、キリスト 教の忍耐で、断固として、より良き時代を期待して、耐えよう、わが古来の原則は、身分高 ければ義務また重し、である! 荘厳な除幕式が一昨日挙行された。皇帝ヴィルヘルム [世 の彫像が姿を現わした。ライヒの剣を右手に掲げている。法と秩序の象徴である。これはわ れわれ総てにいま一つの義務、わが国家と社会の基礎を脅かす運動にたいする真剣な聞い、 を想い起させる。諸君に訴えたい、宗教のために、公序良俗のために、転覆政党にたいする 闘いを!……」

皇帝のこの演説は決して即興的なものではなかった。ツェヒリーンは演説の起草者をミーケルと推測する(Zechlin, p. 113)。恐らくそうであろう。この演説にいちはやく反応したビスマルクの「ハンブルク通信」(9月12日、朝刊)はこう論評した¹⁴⁾。皇帝の演説はよく練られ構成されている。皇帝は、東プロイセンの貴族や農業主が通商条約に反対した形式に不満を述べるととも、これを免罪に付した。そして、より良き時代を期待して忍耐するように説くとともに、転覆政党にたいする聞いを呼びかけた。演説の核心はまさにここにある、と。この論評は確かに背綮に当っていたし、それだけに演説の解釈の方向を規定した。

ケーニヒスベルクでは、皇帝はカプリーヴィの政策に不満を抱く分子に取り囲まれていた。 軍部は93年7月の軍事法案での2年兵役制導入に、農業主は通商条約による保護関税の引下 げに強く反撥していた。自国内の社会民主党に悩まされるザクセン王アルベルトは、皇帝に 強力な措置を勧めた15)し、ミーケル、ボートも皇帝と会談していた。この演説の数日前、9 月2日、皇帝はボートを呼び、社会主義者にたいする措置をプロイセン法でなく、ライヒ法 で実現すること、万一のクーデタに必要な連邦諸国の協力はザクセン王、ヴュルテンベルク 王によれば確実であると言明した。ボートがカプリーヴィとの意見の調整が必要であると指 摘すると、宰相の更迭,ある将軍の宰相任命を示唆した(Röhl, Nr. 991. Botho-Philipp. Berlin, 9. Sept.)。後継宰相に誰を擬したかは明らかでない。皇帝の命令で、9月8日、 ボートはカプリーヴィにこの会談の結果を伝えた (Zechlin, Anlagen 8. Botho-Caprivi)。 翌9日、皇帝はカプリーヴィに次のような電報を打った (Zechlin, Anlagen 9. Wilhelm II-Caprivi.)。転覆政党にたいする措置はライヒ法でなさるべきである。例外法は 成立す る見込みがない。ライヒ結社法は連邦諸国の結社法との関係で困難である。現行法の強化に よる以外にない。まず財政(タバコ税)法案を提出し、次いで刑法強化法案が提出さるべき である。帝国議会が拒否したら,解散を重ね,参議院(即ちドイツ君侯)は新選挙法を「欽 定」すべきである。「最後の手段、クーデタ」である、と。

皇帝のさきの演説は、離反するユンカーを中心とする保守勢力(保守党、帝国党、農業主連盟など)の支持を獲得し、革命の恐怖を煽りながら、資本家階級とくに中間層(自由主義諸党、中央党など)を引きつけ、連邦諸国の支持を背景に選挙法改革を強行し(クーデタ)、帝国議会から社会民主党を一掃する計画、換言すれば、転覆政党(社会民主党)を排除しつつかつての政党カルテル(保守党、帝国党、国民自由党)を復活し、出来れば大衆的基盤に立つユンカーと資本家階級との同盟を再編強化する計画を示唆した綱領的演説であった、と評価すべきであろう。ハマンが「皇帝の演説のうち、この演説ほど長年にわたって内政に影響を及ぼした演説は少ない」16)というのも頷ける。

5 皇帝の期待と現実との乖離

ケーニヒスペルク演説後、皇帝は意気軒昂たるものがあった。だが事態は皇帝の期待した 方向に運ばず、むしろ期待を裏切る方向に進展した。

まず、ベルリンの政界の状況と連邦諸国の反応をみてみよう。フィーリから助言を求められたパーデン大公は、大公国の宮内相兼外相ブラウアー(Arthur von Brauer, 1845-1926)をベルリンに派遣して情報を蒐集させた。彼は90年―93年に、大公国の参議院全権代表とし

てベルリンに駐在し、中央政界に知己も多く、事情に通じていたからである。彼の大公宛報 告は、客観的な鋭い観察であるに止まらず、大公のフィーリ宛返信、一般に緊迫する政局に たいする大公の判断と対応の基礎となっただけに注目すべきものであった。以下にはこの報 告を引用しつつ述べてみたい。ブラウアーによれば、カプリーヴィは指導力を失い、もはや 統一的な中央政府は存在しない。カプリーヴィ、ボート、ミーケル、ポザドフスキー(Arthur Graf von Posadowsky-Wehner Frhr. von Postelwitz. 1845-1932, ライヒ蔵相) は、それぞれ徒党を擁し、4大派閥として相対立している。「このままではどうしようもな い。皇帝は決断すべきだ」という点でのみ一致している。無政府主義者にたいする措置の問 題が危機を打開するかも知れない。ボートは保守党の援助を恃み、社会民主党と無政府主義 者にたいするきびしい法律を実現しようとしている。カプリーヴィ支持者はその非現実件の なかに宰相打倒の陰謀をみる。ミーケルはボートを,ポザドフスキーはカプリーヴィを支持 するから、プロイセン政府とライヒ政府との決闘であるともいえよう。両者ともその立場を 固執するから「結局は皇帝が人事問題として決着をつけざるを得ない」であろう。「特徴的 なのは、何れの側も、勝利の確信はなく、みせかけているにすぎないことである。」(Fuchs Nr. 1341. Brauer-Großherzog. Berlin, 12. Sept.) クーデタ路線を聞いぬくためには ビスマルクのような強力な指導力をもつ人物が必要である。ミーケルはボートに期待するけ れども、「私にはボートがそのような課題を果し得るとは思えない。彼は密明で加才ないが、 先見の明のある政治家というよりも,資質に欠ける事細かな人物で,議会にも確実な支持者 を持っていない。」(Fuchs, Nr. 1343. Brauer-Großherzog. Berlin, 14. Sept.)

次に、連邦諸国政府の転覆運動取締りにたいする態度をみてみよう。ブラウアーによればカプリーヴィは、自らの路線の支持を暗に求めて、バイエルン、ザクセン、ヴュルテンベルクの三王国政府の意向を、ベルリン駐在の公使に打診した。バイエルンとザクセンは「例外法は現状では、つまり普通直接選挙権の下では、実現できないとする点で一致する。一般法とくに刑法、必要とあらば出版法の強化を望む点でも一致する。だが、ザクセンが帝国議会での断固たる行動を要望したのにたいして、バイエルンは慎重で冷静な態度であった。」とくにカプリーヴィには重要であった問題、帝国議会の解散ないしクーデタのさい宰相を支持するか否か、については、両国政府とも回答を拒否した。ヴュルテンベルク政府はさらに慎重ですべてをライヒ政府に委ねた。このような状況を確認したブラウアーは、バーデン政府も「さしあたり意見を留保するのが得策である」と進言していた。そして結論的に次のようにいう。「状況は重大である。ボートとミーケルが国民は政府に強力な行動を期待しているというのは尤もである。カプリーヴィ派が帝国議会は承認すまいというのも正しい。……私は皇帝が宰相の刑法強化案を嘉すれば、宰相とプロイセン首相の二頭政治も維持でき、危機は収拾できると思う」と(Fuchs. Nr. 1345. Brauer—Großherzog. Berlin, 15. Sept.)。つまり、さしあたりカプリーヴィ路線で事態を収拾すべきであるというのであった。

ブラウアーは帰路の途中、バイエルン首相クライルスハイムと会談し、カプリーヴィ路線支持を再確認した。このとき首相は、ボートの強硬路線とともに「超保守的反動政治」がはじまり、このためバイエルン議会が混乱するのを極度に恐れていた(Fuchs, Nr. 1346. Brauer—Großherzog. München, 18. Sept.)。連邦諸国といっても君侯、政府、議会の意見は、それぞれの置かれた状況を反映して微妙に異なるが、皇帝は君侯の意見しか聞かな

かった。ザクセン王アルベルトは社会民主党にたいする強力な措置を望むけれども、ザクセン政府は必ずしもそうではなかったのである。

6 フィーリの後退

フィーリはボート宰相実現に向って動き出したものの、たちまち状況の悪化を認めざるを 得なくなった。

第一に、ブラウアーの確認したような連邦諸国のボート路線にたいする曖昧な、むしろ否定的な態度については、フィーリも別の情報源から知らされていた(Röhl, Nr. 995. Kiderlen—Eulenburg. Berlin, 24. Sept.)。とくにホーエンローエは「バイエルン、ヴュルテンベルクの政府は、最初の恐怖が過ぎ去った現在、[きびしい鎮圧法に——引用者]同意すまい。社会党、進歩党、中央党にたいして帝国議会で多数を獲得できないであろう。かかる状況では気のぬけた法律は宰相危機ないし閣僚危機に値しない」といっていた(Röhl, Nr. 994. Hohenlohe—Eulenburg. Berlin, 20. Sept.)。

第二は、ビスマルク復活への恐怖である。皇帝は、さきの演説にたいする「ハンブルク通 信」の論評に満足し、ビスマルクの支持があるから、帝国議会での強力な行動も成功するに ちがいない、といっていたし (Röhl, Nr. 996. 注 2), ボートも「転覆運動にたいする闘争 での重要な援助」とした (Fuchs, Nr. 1345. Brauer-Großherzog. Berlin, 15. Sept.)。 一方、ビスマルクの皇帝支持に疑念を抱き、不安と恐怖に怯えたのは、ホルシュタインであ った。「彼はカノッサだけを見て、とりみだし、手に負えない」とフィーリはビューローに 嘆いたほどである (Röhl, Nr. 996. Eulenburg-Bülow, Rominten, 25. Sept.)。だが ビューローもフィーリに、カプリーヴィ失脚は「ビスマルク一族に道を拓く」だけでなく、 ほかにも「極めて重大な」結果をもたらすであろうというホルシュタインの見解に賛成する, と述べていた (9月25日付書筒, Röhl, Nr. 1006. 注2)。明らかに彼らは、ビスマルク復 活の夢魔に怯えていた。というのも彼らは、90年3月のビスマルク危機を次のように解釈し たからである。ビスマルクは危機を意図的に酸成したのであって、その指導力ないし統治力 を絶対に必要とするような、換言すれば皇帝が彼に依存せざるを得ないような状況を生み出 すことによって、宰相権力を維持しようとした、と。ここからカプリーヴィ危機が収拾し難 い混乱に陥れば、ビスマルク待望論が高まり、これを背景にビスマルクが復活するかも知れ ない。復活すれば、彼ら反ビスマルク派は一掃されるであろう、と怯えたのであった。

このような状況に直面してはフィーリも若干軌道を修正せざるを得ない。ボート宰相実現計画を一時後退させ、さしあたりカプリーヴィとボートとの妥協に全力を挙げることにした。9月26日、彼はホルシュタインにこういった。皇帝はケーニヒスベルク計画に固執している。「当面、二つのことが絶対に必要である。(1)カプリーヴィを傷つけてはならず、辞任さすべきでない。(2)何としてもカプリーヴィとボートとを妥協さすべきである。……例外法について皇帝は何も知らない——刑法の有用な強化しかない。君はカプリーヴィを激励されたい、私はボートに穏健化するよう忠告する。両者は一致すべきである。さもないと現状は維持できない。私は皇帝のために覚書を認め、ライヒの危険を述べ、ビスマルクに反対する所存である」(Holstein、Nr. 421. Eulenburg—Holstein、R [ominten]、26. Sept.)と。

そして、27日次の覚勘を起草し、28日皇帝の前で読み上げた(Röhl, Nr. 1002. Aufzeichnung Eulenburgs. Rominten, 27. Sept.)。

「社会主義と転覆政党克服のため」「現行刑法を強化する」「法案を帝国議会に提出する」ことの「利点」は、(1)平和的な国際情勢にあること、(2)連邦諸国の君侯の構成ではザクセン国王、ヴェルテンベルク国王は信頼でき、バイエルン摂政は社会主義者に恐怖を抱いている。(3)政党は四分五裂で、一般的不満は高まっているから、「転覆にたいする闘争」のスローガンは大衆に牽引力をもつ。(4)帝国議会解散の場合、転覆にたいする闘争は有効な選挙スローガンになるから、時期的には有利である。/ 穏健な法案ならば成立するが、きびしい法案には帝国議会は反対するし、その時は解散せざるを得ない。帝国議会と政府との争いは選挙法改革が軍事力によってのみ解決されよう。/ 帝国議会選挙法改革の難点は、(1)選挙法改革はライヒ憲法改革である。ライヒ憲法は連邦諸国憲法の一部となっているから、選挙法改革は連邦諸国の君侯、政府、議会の関係を悪化させるかも知れない。(2)選挙法改革の代徴としてバイエルンは自国に有利なライヒ憲法修正を要求しよう。これはプロイセンの指導的地位を脅かすにちがいない。(3)軍事力が必要であるが、これはライヒ解体の危機をもたらそう。フランスが侵入する危険も生じる。(4)皇帝のケーニヒスベルク演説をビスマルクは支持した。ライヒが混乱に陥れば、ビスマルクを呼ばざるを得なくなろう。これはカノッサの屈辱となろう。/ ビスマルクは最近必要とあらば援助すると示唆している、と。

フィーリは、クーデタにいたらざる程度の刑法強化でカプリーヴィとボートとを妥協させようと意図し、これを皇帝に進言したのであった。この覚書を読み上げた後、フィーリは皇帝に、仄聞するところではカプリーヴィはボートと一致し得る法案を提出する意向であると伝えた。皇帝は喜んで「私はこれまでも、宰相がまともな法案を提出するときは、一生懸命に支持してきた」といった(Holstein、Nr. 427. Eulenburg—Holstein、R [ominten]、28. Sept.)。

ところで、9月5日のフィーリの書簡にたいするバーデン大公の9月25日付返書は、9月30日頃フィーリの手に落ちたから、27日の覚書には大公の意見は反映されていない。しかし大公の地位を考慮すれば、この意見は重要と思われるので、以下に要点を記しておこう(Röhl, Nr. 998. Großherzog—Eulenburg. Rémilly, in Lothringen、25. Sept.)。無政府主義と社会民主主義にたいする措置でカプリーヴィ、マルシャルは、ボート、ミーケルと対立している。三王国政府は刑法強化を望んでも、例外法は欲しないし、クーデタのさいの支持は期待されない。ボートとミーケルはクーデタ路線を主張するが、これを貫徹しうるだけの力量を持つとは思えない。宰相職とプロイセン首相職を再統合し、これにホーエンローエを推薦したい。彼は高齢であるとはいえ、視野が広く賢明で先見の明に富み確固たる指導力を備えている。副宰相兼プロイセン副首相にはフィーリを推薦する、としたのである。大公は、宰相を更迭して政府の統治力を強化し、財政法案を処理した後、連邦諸国政府の協力を得て転覆運動にたいする措置を謝ずべきであるという意見であった。10月7日、フィーリは礼状を認め、さしあたり刑法改正案について皇帝、カブリーヴィ、ボートの妥協に努める意図を報告していた(Röhl、Nr. 1018. Eulenburg—Großherzog. Liebenberg、7. Okt.)。

7 カプリーヴィ路線の再確認

10月5日、カプリーヴィは皇帝に上奏した。このときの状況をマルシャルはこう報告している(Röhl、Nr. 1013. Marschall—Eulenburg. Berlin、6. Okt.)。カプリーヴィは転覆法案提出に賛成するとともに、皇帝が開院演説でこれを予告する必要を強調した。皇帝はこれに反対し、財政(タバコ税)法案が成立するや、帝国議会に不意打ちをかけ、解散すべきであるとした。カプリーヴィが転覆法案問題は新聞で論じられているから隠せないし、逆効果であると反対すると、皇帝はクーデタ計画を開陳した。カプリーヴィはその危険を指摘したが、皇帝が譲らないのをみて辞意を表明した。皇帝は辞任を認めず結局プロイセン内閣での法案審議を見守ることで上奏は終った、と。皇帝はフィーリとともにカプリーヴィとボートの二頭政治を堅持する方針であったから、主観的にはカプリーヴィを「激励」したのであって、カプリーヴィの辞意表明には意表を衝かれたようである。それはともかく、カプリーヴィの辞意表明で事態は単純化し、関係者の主観的意思を超え客観的に内在する固有の論理に従って運動しはじめる。マルシャルもいうように、クーデタ政策を追求するかどうかは、プロイセン内閣に、そしてボートに委ねられたし、追求する場合、宰相更迭は不可避となった。しかもカプリーヴィが辞任したら、世論はこれをクーデタへの第一歩と看做すことも確実であった。二頭政治を堅持しようとすれば、ボートが譲歩する以外になかった。

10月10日,フィーリは皇帝と会談した。皇帝は5日の上奏について「カプリーヴィに協力する意志は認められない」「私を者そうとすらした」と怒りボートの宰相任命をも考慮したが,フィーリは賛成する筈もなかった。皇帝,ボート,フィーリの三者間のそれぞれの会談の結果はカプリーヴィ・ボート妥協路線の維持を再確認したに止まる(Röhl, Nr. 1020. Phili—Botho. Hubertusstock, 10. Okt.; Haller, p. 157. Eulenburg—Holstein. 10. Okt.)。

10月12日、プロイセン閣議が開催された。ここでの注目すべき発言を譲事録から拾ってみよう(Zechlin、Anlagen 10. Protokoll der Ministersitzung vom 12. Okt.)。まず宰相カプリーヴィが、9月9日付の皇帝の電報(上述)を読み上げ、ビスマルクのクーデタ理論(帝国憲法は君侯間の契約であるから、君侯の同意を得れば、更新つまり憲法を改正し得る)は法的に誤り政治的に危険であると批判し、さらにライヒ解体の危険、帝国議会での政党構成を挙げ、クーデタ政策には協力できない旨を表明し、各閣僚に意見表明を求めた。プロイセン首相ボートは、転覆運動にたいする有効な措置は絶対に必要で、クーデタを挑発する意図はない、法律で社会民主党が一掃されるとは思わないが、国家と社会の確実な支柱を創るべきである、法案の具体的審議を望むと述べた。驚くべきはプロイセン蔵相ミーケルの旋回であった。これまでボートを支援してきた彼は、一転してカプリーヴィ路線の支持を表明したからである。法案は帝国議会と衝突しないよう作成さるべきである。穏健な法案ならば、中央党の支持を得て成立できよう。政府の支柱をなす教養市民層は未だクーデタを是認しない。当面する危機が、「社会的王制」の指導下に克服されることを期待する。政府は有産階級のためだけでなく、労働階級のためにも努力していることを明確にすべきである、

と。ミーケルの旋回の理由については詳らかにしないが、一つには、クーデタの前提とした 連邦諸国政府の曖昧な態度、二つには、教養市民層の穏健路線支持が挙げられよう。支持母 体である国民自由党の代表者会譲は、9月30日、フランクフルトで開催され、皇帝のケーニヒスベルク計画への期待を表明したが、教養市民層 は急速に沈静化したように思われる (Fuchs, Nr. 1351. Jagemann—Brauer. Berlin, 28. Sept.)。プロイセン文相ボッセは、法案の成立を目指して内容を必要最小限に限定すべきであると述べ、カプリーヴィを支持した。プロイセン商相ベルレブシュは、カプリーヴィのこれまでの政策を全面的に支持した。社会主義者鎮圧法は、社会民主党の発展を阻止できなかったため、更新されなかった。社会民主党は未だ後退をみせないものの内的には分裂しはじめている。このため法案は無政府主義者の策励を対象にすべきである、と。これにボートは反論し、社会主義者鎮圧法消減以来、潜在的無政府状態といってよく、現在の法的手段ではどうしようもないと述べた。こうして、10月19日に転覆政党にたいする措置を改めて審議することで散会した。

12日の閣議で、ミーケル、ボッセ、ベルレプシュがカプリーヴィを支持し、ボートが孤立したことに「驚愕した」フィーリは、早速カプリーヴィと会談し、「皇帝は宰相を支持するし、ボートも宰相との妥協を**求めていると保証した。**」そして直ちにボートにこれを伝えた。「今や妥協を目指して努力しなくてはならぬ。さもなければ皇帝は窮地に陥る」からである。この日、彼は皇帝とも会談した。「彼は私の考えを理解した。」(Haller、p. 157-8. フィーリの10月13日の日記)

危機感を募らせたフィーリは、10月15日、皇帝に念を押した。カプリーヴィとボートとの 妥協が成立しなければ、カプリーヴィは辞任しよう。これは皇帝を窮地に立たせよう。穏健 公正なカプリーヴィを馘首した暴君と極めつけられるからである。さような状況ではボート も後任宰相に就けないであろう、と。皇帝は驚倒し、全力をつくしてカプリーヴィとボート とを一致させると言明した(Röhl、Nr. 1029. Phili—Bülow. 17. Okt.)。マルシャルに よれば「カプリーヴィは譲歩せず、妥協すまいと決心していた」(マルシャルの10月13日、14日の日記、Fuchs、Nr、1365. 注1)から、これは皇帝がボートに譲歩を迫ることを意味した。

10月19日の閣議では、刑法改正法案が具体的に審議され、若干ボート案に譲歩したものの、本質的にはカプリーヴィ案にしたがってまとめられた。両者が対立し譲らなかった結社と集会について予防措置を講ずる問題では、次のような姑息な手段に落着いた。連邦諸国はそれぞれ独自の結社法・集会法をもつから、まず連邦諸国の意見を徴する。連邦諸国は、ライヒ法がそれぞれの法的権限を制限するのを好まず、ライヒ法での規定に強く反対するであろう、というのである。ミーケルもボートもこの措置に賛成した。

バーデン大公国のベルリン公使ヤーゲマンは、この閣議に提出されたカプリーヴィ案(ライヒ司法省で作成)、ボート案(プロイセンの内務省と司法省で作成)と閣議での最終決定案を比較検討し、次のような注目すべき報告をまとめた(Fuchs, Nr. 1379. Jagemann—Reck. Berlin, 31. Okt.)。

ボート案では確実に、社会民主主義者、反ユダヤ主義者、農地改革論者、文化闘争で受身の抵抗を支持したもの、とにかく何もしなくとも、転覆運動を支持するものは、処罰されると、彼はいう。処罰される範囲も拡がり、(1)社会主義者鎮圧法(これは集会・結社・組合金

庫を対象にし、個人では煽動者を抑圧した)を遥かにこえ、積極的に行動はしなくとも転覆的見解を公然と表明するもの、またこれを許容するものは処罰される。(2)政治上の極く些細な過失も処罰される。(3)企図や試みも処罰されるし、教唆、煽動、信奉にはその努力も含まれる。(4)社会民主主義者であるというだけで処罰され、社会主義者のため票を集めたものも処罰される。結論的にヤーゲマンは次のように論評する。ボート案が帝国譲会で成立するとは到底考えられないし、たとい法律になっても、大衆をすべて起訴できる筈もない。ボート案が、現実政治的には無意味であるにも拘らず提案されたことは、それが自己目的でなく、他の目的(保守党、農業主に有利な人事の実現、選挙法改革闘争)のための手段であったことを示している、と。

8 解 任 劇

カプリーヴィ解任の直接の経過については、次の史料がある。第一に、皇帝は、辞任承認 の10月26日、バイエルン、ザクセン、ヴェルテンベルク、バーデンの駐ベルリン公使を招き、 宰相更迭の事情を説明したが、これら公使のそれぞれ本国 政府にたい する 報告 である。 (Zechlin, Anlagen 12. Wilhelm II. über Caprivis Entlassung. (A) Lerchefeld-Prinzregent. Berlin, 26. Okt.; (B) Hohenthal-Metzsch. Berlin, 26. Okt.; Fuchs, Nr. 1372. Jagemann-Reck. Berlin, 26. Okt.) また皇帝のバーデン大公への简単な通知 もある。(Zechlin, Anlagen 12. (C) Wilhelm II—Großherzog. 26. Okt.) 第二は、カブ リーヴィの説明である。(Zechlin, Anlagen 13. Caprivi über seine Entlassung. (A) Lerchenfeld-Crailsheim. Berlin, 29. Okt.; (B) Hohenthal-Metzsch. Berlin, 29. Okt.) 第三に、フィーリの説明である。(Röhl, Nr. 1037. Eulenburg-Großherzog. Liebenberg, Mark, 26. Okt. [Fuchs, Nr. 1370.]; Haller, p. 162-166, Eulenburg-Bülow. Liebenberg, Mark, 1. Nov.) 新しい史料は極く僅かであるが、これらを参照し、 10月18日から26日の解任に至る過程を述べてみよう。ここでは皇帝をめぐって、一つにはボ ートの側からの挑発、二つにはカブリーヴィの側からの反撃がみられ、結局、皇帝は両者の 辞任を承認し、帝国 直 轄 領 エルザス・ロートリンゲン州 総 督ホーエンローエ (Chlodwig Fürst zu Hohenlohe-Schillingsfürst, 1819-1901) を宰相兼プロイセン首相に任命した。 10月18日、皇帝はポツダムでの新編成部隊への軍旗授与式に臨み挨拶した。「わが帝国の 唯一の支柱は軍隊であった。今日でもそうである! ここに招集された軍族は本来完全大隊 に与えられるものである。私は今日軍旗を授与された不完全大隊がすぐに完全大隊となり祖 国に奉仕するのを期待する」と。そして午餐会で皇帝はカブリーヴィに冷淡な態度をみせ、 「不完全大隊が完全大隊になったら、感謝するとしよう」といった。不愉快になったカプリ ーヴィは、すぐホルシュタインを呼び顛末を話した。ホルシュタインは「一難去ってまた一 難」と嘆いた。転覆法案に加えて完全大隊化の予算獲得という困難な課題(93年の軍拡法案 は帝国談会を解散してやっと成立した)を負わされたからである。「危機は今や二つの未解 決問題のため、 転覆法案だけのときよりも悪化し、 絶望的になった」 と落胆してフィーリ に書いた (Röhl, Nr. 1031. Holstein-Eulenburg. Berlin, 19. Okt.)。フィーリも事態 を重視し、バーデン大公に電報で翌21日の会談を申込むとともに、皇帝に書簡を認め、完全

大隊化発言をうけ宰相は辞意を強めたようであるが、「いま退陣させれば、皇帝には良くない政治的結果をもたらすであろう」と述べた。皇帝は電報で返事した(21日)。「有難う。余計な人騒がせだ。彼はそんなことを考えないし、私も思わない。バーデン大公と会談した。全て順調。転覆にたいする措置についても。落着け、悲観的に見るな。」

10月20日, 皇帝は東プロイセンの農業主連盤 の代 表 団 を 接 見 し た (Röhl, Nr. 1033. August-Philipp. Neues Palais, 20. Okt.)。農業主連盟は反カプリーヴィとして知られ、 この代表団を率いた帝国議会議員グレーベンはその急先鋒であった。彼らを皇帝に紹介した のは、ボートとアウグスト・オイレンブルク (August Graf zu Eulenburg, 1838-1921, ボ ートの弟, 宮内相 [1890-1914]) であって、フィーリによれば「意図なくもなかった。」カプ リーヴィとボートとの「懸隔を埋められないもの」にすれば、皇帝はボートを宰相に選ばざ るを得ないであろうと思ったのである。(Haller, p. 162-166 Philipp-Bülow, Liebenberg, Mark, 1. Nov.) 10月21日, マルシャルは日記に次のように記した。 「宰相は辞任願 提出を決意している。軍旗授与式の挨拶と昨日の接見はひどすぎる。私は反対しない。かか る惨めな状況が続くよりも、名誉をもって没落する方がよい。」(Fuchs, Nr. 1870. 注4) 同じ21日,フィーリーは日記に次のように記している。皇帝の完全大隊化発言、午餐会での 冷淡な態度のため、カプリーヴィは不快になっている。しかも彼に諮らずに皇帝のロシア皇 帝葬儀出席も決定された(すぐ中止された一引用者)。ボートが農業主連盟の代表団を皇 帝に紹介したことも、カプリーヴィを傷つけた。そこには彼の断固たる反対者も含まれてい たからである。まさに危機である。マルシャルもホルシュタインも落胆している。バーデン 大公は皇帝と会談したし、カプリーヴィにもいま辞任すれば皇帝と帝国とを脅かすことにな る、と説得したという。大公は、皇帝を損わないようカプリーヴィを辞任させる決心を固め ている。後任宰相は困難だ。皇帝はボートを考えていない。私宛の書简にあったように、大 公はホーエンローエを推している, と。(Haller, p. 159-160)

10月23日午前10時、カブリーヴィは辞任願を皇帝に送付した(Zechlin, Anlagen 11. Abschiedsgesuch Caprivis. Berlin, 23. Okt.)。ここでは、刑法改正法案については「形式上一致をみた」とはいえ、ボートの見解との間には「埋められない懸隔」があるとしていた。皇帝は辞任を「認めない」とした。「彼の希望は全てかなえられ、ボートは譲歩したではないか」と思ったのである。2時45分——3時半、皇帝はカプリーヴィを訪れ、理由を尋ねた。カプリーヴィは「皇帝の信任を欠く」として、(1)宰相に予め諮ることなく、90年1月、ビスマルクと和解したこと、(2)宰相に予め了解を求めることなく、農業主連盟代表団を接見したこと、(3)ボートと一緒に国政を続けられないこと、を挙げた。これにたいして皇帝は、(1)には「君主と臣下との関係」の問題である、(2)には皇帝は臣下の意見を積極的にきくべきであるし、保守派との関係改善は宰相にも有益な筈である。(3)には宰相を全面的に支持するから、辞表の写しをボートに送り、宰相の意のあるところを知らせたらよい、と答えた。カプリーヴィは了承し、事実上辞表を撤回した。

危機を脱したと思った皇帝は、この23日、フィーリの所領リーベンベルクに狩猟に赴いた。 皇帝に招かれたボートは、25日到着すると、辞表を提出した。理由は、宰相が辞表で「埋め られない懸隔」があると述べたことにあった。皇帝は驚き、撤回を懇請したけれども、首肯 しなかった。フィーリにも方策はなかった。カプリーヴィにボートの留任を要請させること しか浮ばなかった。フィーリにとって、ボート辞任はボート宰相計画の最終的失敗を意味するだけではない。保守派はボートが辞任すれば、反カプリーヴィ的態度を一層強化するであろう。かくてボート辞任は宰相更迭に至らざるを得ないとして、後任宰相にフィーリが、バーデン大公の推すホーエンローエを挙げると、皇帝は登成した。(Haller, Philipp—Bülow, Liebenberg, Mark, 1. Nov.) 25日夜、皇帝はベルリンへの帰路、車中で「ケルン新聞」に23日の皇帝と宰相との会談内容が掲載されているのを知った。26日、皇帝の使者として文官内局長ルカーヌスがカプリーヴィを訪れ、「ケルン新聞」記事の否認とボートとの和解を求めたが、カプリーヴィは拒否した。そこで皇帝は今一度カプリーヴィと会談したが、カプリーヴィは態度を変えず、ボートに加えてミーケルの辞任をも求めたので、皇帝としては辞任を認めざるを得なかった。

「ケルン新聞」の記事については、内容がカプリーヴィから出たことは誤りないが、誰がこの記事を新聞に掲載させたかは明らかでない。ハマンはホルシュタインと推測する(Hammann, p. 104)。それが誰であれ、カプリーヴィとしては政策路線の明確化を求めたのであって、皇帝と最後の会談で決裂した際、ボートを後任宰相に推薦したことにそれは認められる。皇帝はこれを拒否したが、理由はボートが残れば、若い皇帝と一緒にクーデタを起すと世論に受取られるからである、とした。

9 若干の結論

ここで、時期区分の(4)新宰相ホーエンローエの下での秩序維持法案をめぐる問題を取扱うべきであるが、この問題については稿を改めて論ずることにし、反省をこめた総括をしておきたい。

第一に、小稿ではカプリーヴィとボートとを対抗させ、対立点を強調した。このためカプリーヴィを積極的に再評価する結果となった。この点については批判もあろうが、私としては、カプリーヴィはもっと再評価されて然るべきではないか、と思っている。

第二に、小稿では皇帝のケーニヒスベルク計画をやや過大評価した嫌いがあるのではないか、と反省している。カプリーヴィとボートの辞任というある意味では予期せざる事態にいたり、皇帝のケーニヒスベルク計画はさしあたり失敗した。われわれはこの原因ないし理由を皇帝の統治能力の欠如とかカプリーヴィの非社交的性格などにのみ求めてはならぬであろう。カプリーヴィの通商政策によってユンカーと産業資本家のインタレストは全く相反する方向に向い「転覆政党にたいする闘い」のスローガンでは最早両者を結集できない程、疎隔したのであった。ユンカーつまり保守派はカプリーヴィ打倒では一致したものの、後継宰相を誰にするかで分裂した。一方、産業资本家つまり自由主義諸党にはカプリーヴィを擁護する意思もなければ、政治的力量もなかった。こうみると皇帝のケーニヒスベルク計画は現実性を欠いていた点を指摘すべきであったかも知れない。皇帝のケーニヒスベルク計画が本来もつ反カプリーヴィ的契機を見失なったことを反省したい。

第三に、ロェールのヴェーラー批判について。小稿を通じて私はヴェーラーの次の所説を 再確認せざるを得なかった。ビスマルク失脚後「プロイセン・ドイツの権力ピラミッドはそ の首脳者を欠いていた」「ビスマルクの能力に合わせて裁断された憲法、ビスマルクに馴じ んだ窓政は調整の中心を欠いたのである。かくして現実に、また雰囲気としても、権力の真空が生じ、これをさまざまな人物や勢力が満たそうとした。結局のところ彼らも議会もそのことに成功しなかったので、ドイツには思い上がった統治の模造品の陰で恒常的な国家危機が支配するにいたり、この危機は競合する権力諸中枢の多頭制をもたらした。この体制は、ドイツの政治がそれ以来しばしばたどったシグザグ・コースの原因でもあった。」(邦訳、p. 108-109)

註

- Erich Eyck, Das persönliche Regiment Wilhelms II., Politische Geschichte des Deutschen Kaiserreiches von 1890 bis 1914, 1948.
- 2) Ernst Rudolf Huber, Das Persönliche Regiment Wilhelms II., in: Zeitschrift für Religions-und Geistesgeschichte. 3. Jg. (1951) p. 134-148.
- 3) Fritz Hartung, Das persönliche Regiment Kaiser Wilhelms II., 1952, (Sitzungsberichte der Deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin)
- 4) J.C.G. Röhl, Kaiser Wilhelm II., Großherzog Friedrich I. und der "Königsmechanismus" im Kaiserreich, in: Historische Zeitschrift, Bd. 236 (1983) p. 539-577, abgedr. in: ders., Kaiser, Hof und Staat, Wilhelm II. und die deutsche Politik, 1988, p. 116-140, ここでロェールが批判の対象としているのは、Hans-Ulrich Wehler, Das Deutsche Kaiserreich 1871-1918, 1973, (ハンス・ウルリヒ・ヴェーラー [大野英二・肥前栄一訳] 『ドイツ帝国 1871-1918年』未来社、1983年)である。
- 5) Egmont Zechlin, Staatsstreichpläne Bismarcks und Wilhelms II. 1890-1894, 1929.
- 6) J. Alden Nichols, Germany after Bismarck, The Caprivi Era 1890-1894, 1958.
- 7) J.C.G. Röhl, Germany without Bismarck, The Crisis of Government in the Second Reich, 1890-1900, 1967.
 - Rolf Weitowitz, Deutsche Politik und Handelspolitik unter Reichskanzler Leo von Caprivi 1890-1894, 1978.
- 9) 宰相カブリーヴィに近い外務省新聞情報担当参事官ハマンの回想(Otto Hammann,Der neue Kurs,Erinnerungen,1918,p. 97-98,)によって当時の新聞論調をみておこう。ビスマルクの「ハンブルク通信 Hamburger Nachrichten」は「無政府主義分子を含む」社会主義者にたいする例外措置,つまり再版社会主義者鎮圧法を要求した。ブルジョワ政党は、社会民主党の抑圧では一致しても,手段と方法では意見を異にした。キリスト教社会派や反ユダヤ主義者がユダヤ精神に社会民主党増大の責任を求めると,自由主義者は反ユダヤ主義的煽動に革命を促進する一種の道徳的荒廃を認めた。中間諸党が新たな政党カルテルを要望すると,自由思想家党と極右勢力はこれに反対した。前者は進歩と反動との聞いを聞いぬかず隠蔽するのは愚劣であるとし,後者は万能薬を普通平等選挙権の廃止に求めたからである。ある論者が、社会主義という病気は癒されつつあるとしてカブリーヴィの例外法要求にたいする醒めた態度を質揚すると、社会主義者鎮圧法への復帰を要求する陣営はこれを嘲笑した。またある論者は、革命運動にたいする有効な対策の前提は、政府が農業主いじめを反省し、ブルジョワ政党の衰退を阻止することであると論じた。以上のようにハマンは総括するが、ここからわれわれは、当時の世論の動向、また政府筋のこれにたいする把握をある程度推測できるであろう。なお Zechlin,p. 95-97 の独自の新聞論調の分析も参照。
- 10) ここで皇帝ヴィルヘルムⅡ世とフィーリとの関係について簡単に触れておきたい。 1886年5月―

6月、フィーリはヴィルヘルム皇子、そしてまた外務省のホルシュタインと親交を結ぶ。88年6月。ヴィルヘルムが皇帝になると、この交友関係は政治的に重要な機能を持つ。89年夏以降のビスマルク危機では、このトリオが決定的役割を果したといえる。フィーリは皇帝との交友関係を利用して、人事と政策に影響を与え、93年12月には諷刺誌『クラダラダーチュ Kladderadatsch』によって、政治を触むホルシュタイン――キーダレン――フィーリのトリオに反対するキャンペーンが始まった。フィーリの従兄弟アウグストの宮内相就任、アウグストの兄ボートのプロイセン首相、次いでプロイセン内相報任も、フィーリの尽力によるものであった。皇帝とフィーリとをめぐる交友関係はリーベンベルク・グループとして知られる。(詳くは参照、Röhl、Kaiser、Hof und Staat、; Isabel V. Hull、The entourage of Kaiser Wilhelm II 1888-1918、1982、)尚、このときの北海旅行での会談については Fürst Philipp zu Eulenburg、Mit dem Kaiser als Staatsmann und Freund auf Nordlandsreisen、Bd. 1., 1931、には僅かに、7月9日に「ビルゼンで爆弾暗殺事件、シカゴで革命勃発のニュースが入る。私はさまざまな時事問題を皇帝と長時間話した。」の記事をみるにすぎない(p. 285-286)。

- 10) Zechlin, Anlagen 5. Caprivi—Frhr. v. Stumm Halberg. Berlin, 8. Juli; Anlagen 10. Protokoll der Ministersitzung vom 12. Okt.,; Anlagen 11. Abschiedsgesuch Caprivis. Berlin, 23. Okt.,; Anlagen 13. Caprivi über seine Entlassung. (A) Lerchenfeld—Crailsheim. Berlin, 29. Okt., (B) Hohenthal—Metzsch. Berlin, 29. Okt.,; Fuchs Nr. 1361. Jagemann—Brauer. Berlin, 8. Okt.,
- 11) Röhl, Nr. 986. Botho-Philipp. Berlin, 24. Juli,; Nr. 987. Botho-Philipp. 26. Juli; Nr. 989. Eulenburg-Wilhelm II. München, 30. Aug.,
- 12) フィーリは、94年3月20日の皇帝への手記でボート宰相、ビューロー外相実現の期待を表明した (Röhl, Nr. 933. Aufzeichnung Eulenburgs für Kaiser Wilhelm II, Auf der Bahn Meran-München, 20. März)。ここでは、ビスマルク辞任後の4年間を回顧し、ビスマルク派の 攻撃にさらされながらも、皇帝を中心とする新たな統治体制が軌道に乗ったことを確認するととも に、皇帝の信任を欠く宰相カブリーヴィ、外相マルシャルを更迭し、皇帝親政を一層推進するよう 進言していた。ドイツは内政上、外交上いかなる問題に直面しているか、これを克服するにはどう すればよいかという発想は、およそフィーリにはみられない。
- 13) Festmahl in Königsberg für die Vertreter der Provinz Ostpreußen (6. September 1894), in: Ernst Johann (Hrsg.), Reden des Kaisers, Ansprachen, Predigten und Trinksprüche Wilhelms II., 1966, p. 61-63,
- 14) Die Königsberger Rede des Kaisers, (12. Sept. 1894, Morg.-Ausg.), in: Hermann Hofmann, Fürst Bismarck, 1890-1898, Bd. 2., 1913, p. 260-262,
- 16) Otto Hammann, Der neue Kurs, p. 99 尚, 手許の史料から, 皇帝演説にたいする別の対照的な評価を引用しておこう。「ニースヴィーツ, 94年9月12/13日。私は, 皇帝のケーニヒスベルク演説がベルリンで歓迎されているかどうか存じませんが, それは私の心に適うものでした。言葉遣いは上品で、敬虔であり, 反対する態度を

捨て現今の革命家にたいして結集するようにとの農業主への要請は、立派な考えであると思います。今日では、尊敬をかちうる術を心得て、キリスト教的感情に訴え、臣下にたいして義務を果す君主しか評価されません。」(Fürstin Marie Radziwill, Briefe vom deutschen Kaiserhof, 1889-1915, 1936, p. 86-90) 「9月12日。皇帝はケーニヒスベルク演説で心にもないことをつい洩らしたと思う。いつものことだ。わが門戸はあらゆる臣民に開かれているとの件は緊晴らしく、無知な大衆に畏敬の念を抱かせよう。だが消息通は、皇帝は表面上は開放的だが近寄り難いのを知っている。多くの人が意見を述べたいと思っている! それが出来ないのは、教えようとしているとか忠告しようとしていると思ったら、皇帝は耳をかそうとしないからた。側近でさえ皇帝とは内々で話が出来ないことがある。」(Heinrich Otto Meisner (Hrsg.), Denkwürdigkeiten des General-Feldmarschalls Alfred Grafen von Waldersee, Bd. 2., 1923, p. 322)